

あいづみさと地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 会津美里町(以下「町」という。)は、ふくしま創生総合戦略及び会津美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の町内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県(以下「県」という。)と共同して行うあいづみさと地方就職学生支援金事業(以下「就職学生支援金」において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、町に移住する見込みの者が、就職学生支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において就職学生支援金を交付することとする。当該就職学生支援金の交付については、ふくしま地方就職学生支援事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領(以下、県実施要領という。)、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 就職学生支援金の金額は、8,000 円とする。ただし、県外(合理的な場所に限る。)での採用選考の場合は、8,000 円を上限とし、往復交通費に要した経費の2分の1の範囲内での支給とする。

(交付回数)

第3条 就職学生支援金の交付回数は、一人1回を限度とする。

(補助対象者)

第4条 申請時において、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、就職学生支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)を対象とする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則学部4年生以上)し、当該大学を卒業する見込みである。

イ 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 県内に所在する企業に就職することが内定している。ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考(オンラインを除く。)で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

イ 卒業後に上記内定企業に就職し、町に移住する意思を有している。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他、県又は町が就職学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が福島県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(5) 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 前記(4)アの地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、前条の要件を満たすことを証する次の各号に掲げる書類を町長に提出すること。

(1) あいづみさと地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)

(2) 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項(様式第1号別紙1)

(3) 福島県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い(様式第1号別紙2)

(4) 内定証明書(様式第2号)

(5) 在学証明書(卒業学年である確認がとれるもの。)

(6) 身分証明書(提示により本人確認できる書類)

(7) 交通費の領収書等

(8) 移住元の住民を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出)、卒業年度の複数月の公共料金領収書等)

(9) 地方就職学生支援金の振込預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)を確認できるものに限る。)

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、就職学生支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「あいづみさと地方就職学生支援金交付決定通知書」(様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果就職学生支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における就職学生支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に就職学生支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が就職学生支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「あいづみさと地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願」(様式第4号)。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「あいづみさと地方就職学生支援金交付決定通知書(再交付)」(様式第5号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び町は、あいづみさと地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あいづみさと地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、就職学生支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、就職学生支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ 申請日から1年以内に就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に町に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

オ 転入日から3年未満に町以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還 転入日から3年以上5年以内に町以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就職学生支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する